

「在日外国人子弟教育の現状及び政府の施策」

文部科学省大臣官房国際課国際協力企画室長 永井雅規

日本にいる定住外国人については、それぞれの国の外国人学校に子弟が通うケースもあるが、保護者が希望すれば、公立の小中学校に無償で受け入れている。

現在、公立学校(小・中・高等学校等)に在籍している児童生徒の数は、7万2千人。そのうち日本語指導が必要な児童生徒は2万7千人で、3分の1強に相当する。日本語の日常会話が十分にできない、あるいは日常会話ができてでも学年相当の学習言語能力が不足している、こういう児童生徒が2万7千人いるということである。

さらに、公立学校に在籍する日本語指導が必要な児童生徒の母語別内訳は、一番がポルトガル語、以下、中国語、フィリピン語、スペイン語の順となっている。そのほか、ベトナム語、英語、韓国・朝鮮語などを母語とする児童生徒も在籍している。

また、日本語指導が必要な児童生徒が在籍する公立学校がある市町村は、全市町村の約半分の44%。そのうち在籍人数が5人未満の市町村がそのまた半分となっている。すなわち、日本語指導が必要な外国人生徒は、集住都市など特定の地域に集中するだけでなく、全国的にも散在しているということ。

こうした状況を踏まえ、主に次のような課題があると考えている。

まず、日本語指導が必要な児童生徒が公立学校に多数在籍し、受け入れる外国人児童生徒も多様化していることから、日本語指導体制の一層の充実と、個人個人の事情もあるので細やかな指導が必要である。日頃の生活や仕事が大変で、子供の教育を考える余裕のない保護者の家庭もあり、子供が家に籠もってそのままになってしまっているケースもある。保護者に対しても教育の情報を提供し、子供を学校に行かせるという意識を啓発することも重要。子供が学校生活になじめるかどうかも大事であり、それに対する支援も重要だ。

また、外国人の子供が、将来日本社会に留まって生活していくケースが増えていくので、公立学校での受け入れ、進学の支援だけではなく、その後の就職等の進路保障も必要になってきている。さらに、日本語指導が必要な児童生徒が全国的に散在している状況に鑑みれば、集住都市だけではなく、どの市町村でも公立学校で外国人児童生徒を受け入れられる十分な体制作りも課題である。

これらの課題に対応するため、文科省が進めている施策は大きく3点。一点目として日本語指導体制の整備。二点目として児童生徒が学校生活に適用できるようにすること。最後に、制度上の対応含め児童生徒の受入体制の環境整備や、上級学校への進学・就職について教育の面からも支援していくこと。

こうした取組のため、例えば、児童生徒の日本語能力(聞く・話す・読む・書く)について、それぞれの学校できちんと判定できるよう「日本語能力測定方法」の開発を行った。現在、各学校に印刷して配布できるよう準備をしている。また外国人児童生徒への日本語指導についての研修マニユ

アルの作成や、受入校の校長や日本語指導教員等についても養成研修を行っている。日本語指導教員を学校に配置するための加配措置にも努めている。それ以外にも、中卒程度認定試験の際の配慮（振り仮名付きの冊子の使用や科目免除）、就学ガイドの配布、高等学校における受入体制の整備等々、様々な取組を行っている。

来年4月からの大きなトピックとして、日本語指導が必要な児童生徒を対象にした「特別の教育課程」の編成・実施がある。現在、日本語指導が必要な児童生徒に対しては、それぞれの地域や学校、生徒等の実情に応じた指導が行われている。例えば、クラスの授業中に日本語指導を行う教員等が教室内で児童生徒に付いて学習をサポートする「入り込み指導」のほか、在籍するクラス以外の教室で指導を行う「取り出し指導」といった方法がとられている。また、各学校の指導体制等の実情に応じて、他校や学校以外の施設といった別の場所で補習を行ったり、個々の児童生徒によっては、必要に応じて放課後に別途補習を行ったりするケースもある。

これまで、日本語指導そのものは、学校教育法に基づく学習指導要領上の教育課程に正式には位置づけられていなかったが、来年度から、外国人児童生徒等が在籍する学級以外の教室で行われる日本語指導についても、教育課程（「特別の教育課程」）としてしっかり位置づける。そうすることにより、例えば、クラスから離れて補習を行っている場合にもカリキュラムとして、あるいは単位として認められ、また、先生も指導計画をしっかり立てて学習評価も行き、よりきめ細やかな指導も可能になる。これらにより、外国人児童生徒に対する日本語指導の全国的な質を担保し、児童生徒が学校で主体的に学び、希望する進路を選択できる機会を、できるだけ保障できるようにしていきたい。

こうした取組に加えて、公立学校への外国人児童生徒等の受入れから、指導・支援、更に卒業後の進路保障まできめ細かなサポートができるよう、引き続き各地域の取組に対する支援事業も推進していく。具体的には、先に述べた「日本語能力測定方法」を活用して各学校で児童生徒の日本語能力を把握し、それぞれの指導計画を作成し、きめ細やかな指導に役立てられるようにする。また、公立小中学校への就学機会の保障の観点から、就学相談窓口や就学ガイダンスなどを行う取組を支援する。公立学校への円滑な受入れ、指導・支援体制の充実の観点から、日本語指導を補助する支援員の派遣などの支援を行う。さらに、進路保障の観点からは、地域の高校や公共職業安定所（ハローワーク）との連携による進路ガイダンスの開催などである。

一方、「生活者としての外国人」という観点からの取組も文部科学省で行っている。「生活者としての外国人」のための日本語教育の推進を目的とした、標準的なカリキュラム案の作成や各地域の取組に対する支援などである。お手元に日本語教育の推進に向けた基本的な考え方や論点をまとめたパンフレットが配布されており、後ほどご覧いただきたい。

最後に、不登校、不就学の児童生徒支援や外国人学校支援について述べたい。

2008年のリーマン・ショック以降、ブラジル人学校等の数が減ったり、ブラジル人学校への授業料が払えなくなったりして、外国人の子弟が不就学に陥ってしまったケースが非常に増えた。そこで、こうした子供達が主に公立学校に円滑に転入できるようにするため、2009年度から「虹の架け橋教室」の支援事業を行っている。

また、ブラジル人学校はじめ、民族系の学校に通う子弟もいるわけだが、こうした外国人学校については法律上の位置づけがはっきりしていないケースがある。法律上の各種学校や準学校法人として認可を受けると、税制上の優遇措置や各自治体独自の補助金等もあるが、都道府県ごとにいろいろな認可要件が定められており、学校によっては、なかなか難しい場合がある。このため、都道府県における認可の状況等に関して調査研究を行い、その結果を踏まえ、各都道府県に対し、各地域の実情に応じた認可の促進に向けた通知を行っている。

なお、ブラジル政府との間では、ブラジル人児童生徒の教育問題について、二国間協議を実施してきている。ブラジル政府にも本国としてそれなりのサポートをしていただくことも重要と考えている。

これらの取組のうち、特に定住外国人の子供の就学支援事業(虹の架け橋教室)について説明したい。本事業では、リーマン・ショック後の景気後退に伴って不就学・自宅待機となっている外国人の子供に対して、日本語等の指導や学習習慣の確保を図るための教室を設け、公立学校への円滑な転入等を支援している。現在、全国で21の教室が設置されている。

これまでの4年間での実績としては、計2,641名の子供が、公立の小中高ないしは必要に応じブラジル人学校等への就学を果たしている。この事業を通じて、不就学の子供の発見から就学に至るまでの連携の流れが地域の中で確立され、NPOや教育委員会等、定住外国人子女の就学支援の担い手も育ってきている。また、事業を進めていく中で、様々なニーズも浮かび上がってきた。例えば、義務教育年限を過ぎた、いわゆる過年齢の子供の存在である。こうした子供も虹の架け橋教室で受け入れて、高校への進学を支援した。また、プレスクールということで、小学校に入る前の子供も受け入れられるようにして、円滑に小学校に入学できるような支援も行った。外国人の就学問題に対しての社会の認知度も以前より深まったと思う。また、この事業を通じて、地域の祭りなどへの参加により、子供達が日本人や日本社会と接触する機会も広がった。

この事業は、2009年から当初3年間の予定で始まったが、景気が回復しない中、期間を更に3年間延長して継続実施してきた。2014年度が最終年度となっており、その後の扱いは現時点で未定であるが、地域からは非常にニーズが高いとお話も頂いている。こうした点も踏まえつつ、本事業終了後の対応について検討していきたい。